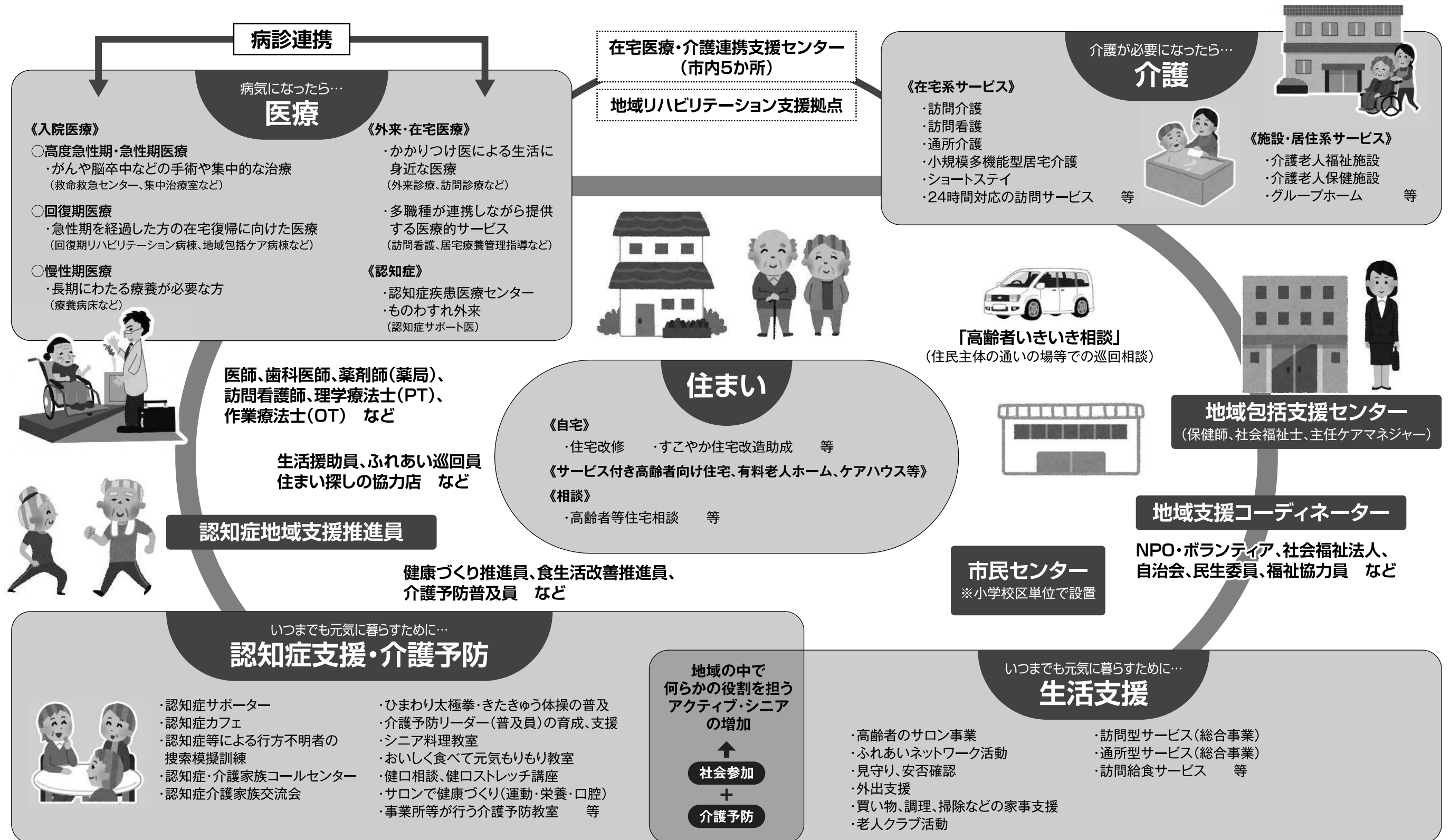


北九州市における地域包括ケアシステム(概念図)

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、病気や重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。



第5章 具体的な取組み

目標①

いきいきと健康で、生涯現役で活躍できるまち

高齢者が年齢に関わりなく、健康で、その能力を十分に発揮し、社会を「支える側」として活躍できるまちづくりを進めます。

【施策の方向性1】生きがい・社会参加・地域貢献の推進

高齢者にとって、日々の生活の中に生きがいや目標があると、生活に張り合いがでるだけでなく、心身の健康を保持・増進させる意欲も高くなります。このため、高齢者の多様なライフスタイルに対応する教養・文化活動、スポーツ活動の機会や情報の提供を行い、高齢者の生きがいづくりを支援します。また、ボランティア活動や地域活動、就労などを通じた高齢者の社会参加の支援に取り組みます。

さらに、さまざまな場面で高齢者自身がデジタル技術を活用しなければならない時代になったことを前提に、高齢者がデジタル技術を活用できるようになるだけでなく、できない人のサポートをする人、さらにはそうしたことを教えることができる人までを幅広く育成することを目指します。

高齢期を迎えてもいきいきと充実した生活を送ることができるよう、高齢者だけでなく、若年世代に対しても、社会参加の重要性や高齢期の備えに関する意識啓発を行うとともに、地域活動の担い手の育成に取り組みます。

（基本的な施策1）高齢者の生きがいづくり・仲間づくり

高齢者が日々の生活の楽しみや張り合いとなることを見つけることができるよう、教養・文化を学ぶ場や生涯スポーツ活動等に取り組む機会、スマートフォン等の活用方法を学ぶ場を提供します。

また、これらの活動の促進を行い仲間づくりや多世代交流を行いながら、いきいきと生活できる生きがいづくりを支援します。

No.	新たな取組み	概要
1	生涯スポーツの習慣化の普及 (市民文化スポーツ局スポーツ振興課)	高齢者の健康の保持・増進のため、運動の習慣化や仲間づくりのきっかけとなる、体操やダンス、ボール運動など、気軽にできるスポーツ教室を開催します。

No.	継続する取組み	概要
2	年長者研修大学校の運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者の生きがいづくりや仲間づくりに加え、地域活動や社会貢献活動を担う人材の育成を目的に、周望学舎および穴生学舎の「年長者研修大学校」で高齢者を対象とした講座を実施します。また、高齢者の高度な学習ニーズに対応するため、市内の大学と連携した校外授業(シニアカレッジ)を開催します。 【修了生の地域活動への参加状況】 R1年度調査:41% → R5年度調査:45%
3	健康増進施設北九州穴生ドームの運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者をはじめとした市民の健康・体力づくり、世代間の相互交流およびニュースポーツの振興を図るため、高齢者の健康増進施設である北九州穴生ドームを運営します。
4	全国健康福祉祭(ねんりんピック)への北九州市選手団の派遣 (保健福祉局長寿社会対策課)	各種スポーツや文化・福祉イベントを通じて、高齢者の健康の保持増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会づくりを推進するため、各県持ち回りで毎年開催される「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に北九州市選手団を派遣します。



(北九州穴生ドーム)



(全国健康福祉祭開会式(令和元年 和歌山大会))

5	年長者いこいの家での活動支援 (保健福祉局長寿社会対策課)	地域の高齢者に対して、教養の向上及びレクリエーション活動などの場を提供し、心身の健康増進を図るため、年長者いこいの家の運営及び活動に必要な経費の補助や、建物の修繕・補修工事を実施します。
6	新門司老人福祉センターの運営 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者に対して、介護予防の視点に立ちながら各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション活動を提供する「新門司老人福祉センター」の運営を行います。 【年間利用者数】 R1年度:36,948人 → R5年度:50,000人
7	「高齢者ふれあい入浴の日」の設定 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者が地域でふれあう機会を提供することを目的に、市内の普通公衆浴場(銭湯)において65歳以上の高齢者が無料で利用できる「高齢者ふれあい入浴の日」を設けます。
8	施設における利用料の高齢者減免の適用 (保健福祉局長寿社会対策課)	高齢者の社会参加の促進を図るため、市立の文化、観光、体育施設など(福岡市、下関市、熊本市、鹿児島市の施設も一部含む)について、65歳以上の市民であることが確認できる、公的機関が発行した証明書等を提示することで減免料金を適用します。
9	地域活動拠点である市民センターの管理運営 (市民文化スポーツ局地域振興課)	住民主体の地域活動の拠点となる市民センターについて、適切な管理運営や必要な施設整備を行います。
10	生涯学習活動の促進 (市民文化スポーツ局生涯学習課)	「いつでも、どこでも、誰でも」自由に学習ができるよう、学習機会を充実し、学習情報を提供します。また、学習の成果を生かすことのできる活動機会を提供します。(生涯学習市民講座の開設、市民センターだより(館報)の発行、文化祭の開催、生涯学習総合情報サイト「まなびネットひまわり」の提供) 【生涯学習市民講座参加者数】 前年度比増(参考 R1年度:124,765人)
11	生涯学習推進コーディネーターの市民センター配置 (市民文化スポーツ局生涯学習課)	市民の生涯学習の推進ならびに市民センター等の活性化を図るため、学習機会や人材等、地域に関する様々な情報の収集や提供などを行う「生涯学習推進コーディネーター」を市民センターに配置します。 【生涯学習推進コーディネーターの配置割合】 R1年度:45.4% → R5年度:60%